

特定非営利活動法人環境バイオテクノロジー学会委員会細則

(企画運営委員会)

第1条 特定非営利活動法人環境バイオテクノロジー学会定款第40条に基づき企画運営委員会を置く。

- 2 企画運営委員会は正会員4名以上の委員によって構成する。企画運営委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 企画運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 企画運営委員会の委員長は企画運営委員のなかより理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 5 企画運営委員会の任務は以下の各号の通りとする。
 - (1) 本法人が主催・共催する学術集会の企画
 - (2) 本法人が主催・共催する学術集会の運営
 - (3) その他この法人の企画運営に必要な事項

(広報委員会)

第2条 特定非営利活動法人環境バイオテクノロジー学会定款第40条に基づき広報委員会を置く。

- 2 広報委員会は正会員4名以上の委員によって構成する。広報委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 広報委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 4 広報委員会の委員長は委員の互選により決定する。
- 5 広報委員会の任務は以下の各号の通りとする。
 - (1) 大会およびシンポジウム等の本法人が主催・共催する活動の広報
 - (2) その他この法人の広報に必要な事項

(編集委員会)

第3条 特定非営利活動法人環境バイオテクノロジー学会定款第40条に基づき編集委員会を置く。

- 2 条編集委員会は正会員 4 名以上の委員によって構成する。編集委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 編集委員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 編集委員会の委員長は編集委員のなかより理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 5 編集委員会の任務は以下の各号の通りとする。
 - (1) 学会誌の編集方針の審議
 - (2) 投稿原稿の審査
 - (3) その他この法人による出版等の編集に必要な事項

(学会表彰委員会)

第 4 条 特定非営利活動法人環境バイオテクノロジー学会定款第 40 条に基づき、学会表彰委員会を置く。

- 2 学会表彰委員会は正会員 5 名以上の委員によって構成する。委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とする。再任は妨げないが 3 期 6 年を限度とする。
- 4 学会表彰委員会の委員長は委員の互選により決定する。
- 5 学会表彰委員会の任務は以下の各号の通りとする。
 - (1) 学会会員および学会役員に対する、学会賞、技術賞および奨励賞に相応しい者の推薦の依頼
 - (2) 学会賞、技術賞および奨励賞の受賞候補者の選考
 - (3) 各賞の受賞候補者選考結果の学会会長への報告
- 6 学会表彰委員会の活動に必要な表彰規程等の制定および改廃は、学会表彰委員会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附則

- (1) 平成 22 年 6 月 22 日制定
- (2) 平成 23 年 6 月 21 日改正
- (3) 平成 28 年 6 月 13 日改正